(船舶所有者関係機関) 御中

独立行政法人環境再生保全機構

船員保険制度の一部が労災保険制度に統合されたことに伴う 石綿健康被害救済制度における一般拠出金徴収方法変更のお知らせ

このたび、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 30 号)により、労災保険法、船員保険法及び石綿健康被害救済法等の規定が改正され、それぞれ平成 22 年 1 月 1 日に施行されました。

これに伴い、船員保険制度のうち労災保険に相当する部分が労災保険制度に 統合されましたので、船舶所有者の皆様は厚生労働省への届出を経て労災保険 の保険関係が成立している事業の事業主となります。

したがいまして、今後は船舶所有者以外の事業主と同様、厚生労働大臣(都 道府県労働局)が毎年度徴収する労働保険料とともに一般拠出金を徴収する方 法に変更されます。

ただし、平成22年1月1日前に徴収事由が生じた一般拠出金につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第131条に定める経過措置により、引き続き独立行政法人環境再生保全機構が直接徴収する業務を行います。

なお、船舶所有者の皆様には、既に上記趣旨の通知文を送付しましたのでご 承知願いますとともに、関係機関の皆様におかれましても、何卒ご理解ご協力 を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成19年度より3年間に渡り、当機構の一般拠出金徴収業務にご協力いただきまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

【本件お問い合わせ先】

担当:蛭間(ひるま)

電 話 044-520-9615 FAX 044-520-1015 Eメール kyosyutsukin@erca.go.jp